

## ～育児休業給付金支給期間延長について～

Q 従業員より育児休業延長の申し出がありました。現在支給されている育児休業給付金の受給期間は延長できますか？

A 育児休業中に支給されている育児休業給付金に関しては、職場に復帰するために、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等の一定の要件を満たした場合に限り、1歳時と1歳6ヶ月時の各時点でそれぞれ6ヶ月間ずつ、最長2歳まで受給期間の延長手続きが可能となっています。

保育所に入所できない場合の延長対象要件としては、①認可保育所への入所申込みを1歳の誕生日の前日以前(または1歳6ヶ月に達する日以前)に行っていること。②入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日(1歳6ヶ月に達する日の翌日)の属する月であること。ただし、入所希望日が誕生日の翌日以降でないこと。(1歳6ヶ月も同様) ③1歳の誕生日(または1歳6ヶ月に達する日の翌日)以後の期間において、当面保育の実施(保育所への入所)が行われないこと、となっております。

延長申請は、①延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時と(ただし、1歳に達する日(1歳6ヶ月に達する日)以降の申請時に限る)、②1歳に達する日(1歳6ヶ月に達する日)を含む延長後の支給対象期間(延長された場合の支給対象期間)の支給申請時に行います。

申請には、「市区町村が発行した証明書(保育所入所不承諾通知書や利用調整結果通知書(保留))の写し」を確認書類として提出が必要となっておりましたが、延長申請の厳格化により、令和7年4月から「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」と「保育所等の利用申込書の写し」が必要となりました。

今回は育児休業給付金支給延長の主な要因である保育所に入所できない場合について説明しましたが、それ以外の要因(養育を予定していた配偶者の疾病や負傷など)でも申請を行うことが可能となっております。各制度を利用して労働者の方の生活を支援し、働きやすい職場の環境作りにご活用ください。

### 2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

#### 改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年 4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの)をとって保管しておいてください。**